

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成30年11月28日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。いかがでしょうか。クラサワさん。

○記者 どなたも質問が出ないので、ビーメディアのクラサワといたします。

ちょっとこれまでと変わった質問で恐縮なのですが、クリアランス制度の見直しを今やっておりますよね。この前、事業者からの意見聴取もされて、これから廃炉が本格化すれば、当然、見直さなくてはならないところが出てくると思うのですが、見直しに当たっての基本的な考え方、ボリュームが増えれば、やはりボリュームが増えたなりの課題も出てくるかと思うのですが、クリアランス制度の見直しについての基本的な方針あるいは考え方を委員長にお伺いしたいと思います。

○更田委員長 クリアランスについては、基本的な考え方というのは、そんなに時代とともに変わるようなものではなくて、基本的な姿勢は同じではあるけれども、どこが規制上一番難しいかということ、検認方法、いかに確認をするか。不確かさも含めて、確実に一定以下の濃度であるということはどう確認するのか、保証するのかというところの確認方法の議論であると思っています。

できるだけ余り硬直的な議論を避けたいと思っていて、従来規制でいうと、重要10核種のようなものが規定をされているのだけれども、余りに濃度が低過ぎて確認のしようもないようなものについて評価をしてみるというようなことは、一種、形骸化した規制のやり方であるので、本当に安全上の考慮にきちんと視点を合わせた制度の見直しといったものは考えていきたいと思っていますし、それから、廃棄物の種類によっても、クリアランスは廃棄物それぞれに対して独特の難しさがある。率直に言えば、ウラン廃棄物などのクリアランスというのは、それ特有の問題があるので、この場合は少し慎重に議論をする必要があるだろうと思いますけれども、いずれにせよ、確認プロセスにおける硬直的なアプローチとならないように心がけたいと思います。

○記者 制度のたてつけが、事業者が手法を決めて、それを規制機関がチェックしてということで、放射能の濃度を含めて、測定及び評価については、ある意味でいうと、規制機関がダブルチェックで調べるというようなたてつけになっていないですね。ですか

ら、私たちが、私を含めてなのですけれども、意図せざる、あるいは悪意のといえますか、全体の濃度で見ればあれなのですけれども、物すごく偏在してレベルの高いものがそこにまじったり、あるいは意図せざる、あるいは悪意を持ったことがならないような担保をどうやってするのか。御存じのとおり、ブラジルのゴイアニアのようなことがちょっと私なんかは気になるのですけれども、そういったことを、ボリュームが増えるだけに、あるいは事業者が増えるだけに、こういったものをどう担保するのか。

先ほど委員長がおっしゃられた教条主義的な規制というのは、私も望ましくないと思うのですが、これをどうやって担保するかというのは、なかなか難しい問題だと思うのですが、いかがでしょうか。

○更田委員長 確かにクリアランスというのは、特にかさもそれなりのものだし、一方、クリアランスが進まない、今後、今増えてきている廃炉作業等々も前へ進んでいかないから、非常に重要な問題ではあると思います。ただ、今おっしゃった悪意というのは余り当たらないと思われる。悪意というよりも、ある意味、手抜きですよ。

ゴイアニアを例にとられたけれども、あれは少し廃炉廃棄物等々とは事情は違うものの、一般にRIのもとになる被ばく事故というのは、個人で捉えると被ばく線量が非常に大きくなる事態があって、あの事故は大変不幸な事故ではあったけれども、あれはクリアランスというよりも、むしろ不法投棄に当たるような問題なので、必ずしもクリアランスと結びつけて考えるようなものではないと思っています。

一方、御懸念のように、クリアランスであっても、では、局所的に濃度の高いようなものは果たして入らないのか、まざらないのか。それはやはり全体の不確かさ、ばらつきをどう捉えるかという議論になろうと思います。果たしてそのばらつきをどう捉えるかというときに、分布をとって、2シグマなのかどうかというような議論におそらくは収れんはしていくわけだけれども、そのときにどこまでの保守性をとればいいのか。過度な保守性を設けたら、クリアランスという制度がそもそも役に立たなくなってしまうので、そういった意味で慎重な議論は必要だろうと思います。

それから、ゴイアニアに言及されたのであれですけれども、ああいった不法投棄ものとクリアランスの議論というのは、それぞれ別個に行われるべきものだろうとは思っていますし、それから、RIの規制に関しては、新たな取組を私たち全体として進めているところではありますけれども、繰り返して申し上げるように、先日も非破壊検査、これは外国での話ですけれども、非破壊検査のときの取り扱いのまずさで、指を切断しなければならなかったような事例というのが海外ではあったという報告を聞いていますけれども、そういった意味で、RI等の手抜きであるとか、不法に投棄されるということは、きちんとこれは別途見ていかなければならない。

それと、一方で、クリアランスのばらつきの問題というのは、これはこれで独立した問題として考えていかなければならないと思います。

○記者 あと、最後に、見直しのスケジュールというのはどれぐらいの感じになるのでし

ようか。

○更田委員長 そうですね。これはまだ今の時点ではっきり見通しが立っているとは言えないと思っています。例えばクリアランスする対象の性状によっても、実際問題として、制度の見直しもそうですけれども、個別の申請をされているクリアランスに対してどう応えていくかというものでも、金属である場合、それから、例えばコンクリートのようなものである場合等々で、審査にこれまでかかってきた時間というのは随分ばらつき、それこそばらつきがありますので、クリアランス全体に関してどういったスケジュール感が持てるかというのは、今の時点で明確に言えるものではないですし、今、実のところ、頭を悩ませているのは、むしろ例えばウラン廃棄物のようなもののクリアランスで、これは必要ではあるけれども、ウラン廃棄物の場合、ウランの毒性というのは、時間がたってから数十万年後に線量が立つというようなところもあるので、いろいろな意味でのクリアランス全体像に関して、全体に関してきちんと整理が終わるといえるのは、結構時間がかかるのではないかと思います。

○司会 御質問のある方。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

御質問がないようなので、またのりを越えた質問を一つ。

東海第二原発は全てのことが合格しましたけれども、今、御案内のとおり、地元の合意というところで相当もめているということになっております。それから、おそらく同じようなことは新潟でも起こり得るのかなとも思っております。柏崎刈羽も同じようなことが起こり得るのかなというようところで、たとえ審査に合格しても、その先の展望がなかなか難しいということが今後増えてくるのか。これを、のりを越えますが、どのように御覧になっているか、お聞かせいただければと。

○更田委員長 のりを越えますと言われてみると、これは答えなくてもいいよと通告されているようにも思うのですけれども、ある意味、自然なことが起きているのだと思っています。

これは田中前委員長時代に会見でも随分やりとりがあった話ですけれども、動かす、動かさないを規制委員会が決められているわけではないと繰り返し田中委員長はおっしゃっていた。許可を出した、認可したということと、動かす、動かさないはあくまで事業者の意思決定によるものだ。

事業者、正確に言うと事業者並びに全ての関係者、ステークホルダーの意思決定によるものだということを田中委員長は繰り返し言われていて、たまたま審査で許可を早く得た部分というのは、そういったところの関係の了解であるとかといったものが得られる状況だったので、規制委員会が許可をして、認可をして合格させたものは、そのまま動いたわけだけれども、ですから、一見、規制委員会が合格させると動くというように見えていたけれども、これは田中前委員長もおっしゃっていたように、動かす、動かさ

ないは、本来、事業者が、また、関係者の了解を得た上で意思決定をするものであって、規制は動かしてもいいよという、要するに最低限守るべきレベルの安全について、確認をしたものだ。ですから、ある意味、規制委員会が許可・認可を与えたにもかかわらず、動かない原子力発電所があるという状況というのは、自然な状況というか、当然のことなのだろうと思っています。

○記者 東海第二のことを見ると、首都圏であり、30キロメートル圏に96万人も住んでいるということで、やはり自治体の各権限を拡大しましょうという流れになったと思うのですね。それは大きな流れとしては、あのエリアの特殊性というのも一つあるのではないかと見えるのですが、規制に関して伺いたいのは、人口密集地帯におけるものと、人口が密集していない、それほど密集していないところとの避難計画のガイドラインが同じでいいのかという根本的な疑問があるのですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○更田委員長 災害対策指針の基本的な考え方というのは、置かれている状況にかかわらず、これはきちんと守られるようにというものを示したガイドラインであるので、人口密集地であろうと、過疎地であろうと、基本的に人と環境を守るという基本方針に変わりがあるわけでは決してない。

一方、今おっしゃるように、人口密集地で、では、具体的な計画がどうあるべきかというのは、確かに地域防災計画等を考える上で、各地域ごとに固有の問題というのは当然あるだろうと思っていますし、ですから、人口密集地は人口密集地なりの難しさはあるだろうし、一方で、過疎地だって、例えばアクセスルートであるとか連絡網であるとかというのは、過疎地は過疎地独特の難しさもあるので、これは指針として密集地のケースではこう、過疎地のケースはこうというよりは、やはり具体的な問題として地域防災計画を考える際に慎重に考慮されるべき問題だと思います。

○司会 ほか、ございますでしょうか。イワマさん。

○記者 毎日新聞のイワマです。

随分お久しぶりの質問になってしまうのですが、原燃の再処理工場、補正書も提出されて、その後、MOX関連でまた新たに出されるというのは聞いておりますけれども、その後の進捗といいますか、どのように受けとめられているかをお願いいたします。

○更田委員長 どこまで内輪の話をしていいのか迷うのですが、今、審査書のゼロ次案といいますか、ラフドラフトみたいなものは私の手元にきています。ですので、それを読んで、どういう見解を持っているか、まだ事務方にも言っていないことをここで言っているのかどうか分かりませんが、そんなに簡単ではないかなという感触は持っています。ですから、これからまだまだ担当部署との議論を重ねなければいけないし、それから、確認をしなければいけないことがあると思っていますし、数は多くないけれども、1つ2つは、改めて原燃に尋ねてもらわなければならないことがあるかもしれ

ないです。ですから、審査書はどうなっていますかと、繰り返しお尋ねがありましたけれども、一応、形にはなっているのですけれども、内容にいくつか、まだ確認しなければいけないところがあると思っていますので、判断までの時間の見通しがはっきりと申し上げられる状況にはないです。

○記者 以前、一般論としてお尋ねさせていただいたときに、普通のケースでも手元に来てから大体1カ月ですとか、それぐらいかかるかなとおっしゃられていたと思うのですが、それ以上はかかりそうな見通しということなののでしょうか、現時点で。

○更田委員長 そう思います。

○記者 かしこまりました。今後想定されるとしては、まだ聞かなければいけない部分に対して、ヒアリングですとか、あるいは新たに審査会合を開いたりですとか、方法としてはいろいろあると思うのですけれども、どういったことが考えられるのですか。

○更田委員長 どうですかね、1回ぐらいは審査会合があるのではないのでしょうかとは思っています。何度もお尋ねいただいて、お答えできなくて申しわけないけれども、やはり時間的なものは今は難しいですね。どのくらいかかるというのを答えるのは難しいです。

○記者 かしこまりました。そうすると、やはり年明け以降、今年度中ぐらいという形ですか、めどとしては。

○更田委員長 もう、早いもので11月28日ですから、年内というのは難しいだろうなと思います。それ以上はちょっとお答えできないです。

○記者 かしこまりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、ミウラさん、その左の方の順番でお願いします。

○記者 読売新聞のミウラです。

本日の規制委の最初の議題、委員長は今日は出席されていらっしゃいませんでしたが、内閣府の支援チームが示した特定復興再生拠点区域、大熊町、双葉町、富岡町における外部線量の推計結果が出てきたわけですが、これを見ると、年間でも、日中の常識的な活動で1ミリシーベルト・パー・イヤーを下回るという推計結果が出ていますが、率直に、まず、この結果について、どのように御覧になっていらっしゃるか。

○更田委員長 今の整備が進んでいる拠点に限らないことですが、空間線量率に分布を持った領域での個人の被ばく線量はやはり生活パターンに非常に大きく影響する。私たちが行ってきた委託調査のようなものも含めて申し上げますけれども、同じエリアで居住をしても、例えば、農業に従事される方、学校へ通っておられる方、あるいは役所のようなところへ勤めておられる方々の個人線量と空間線量との間の相関をとってみても、同じところに居住されていても、生活パターンによって、それこそ1桁ぐらい、あるいはそれ以上被ばく量は変わるという結果が出ています。これはある意味、うなずけるものではあるのだけれども、そういった意味で、今後、個人の被ばくを考えるとし

たれば、避けなければならないような行動、避けなければならないと言うとちょっと言葉が強過ぎますけれども、例えば、年間でならしたときの被ばく量をできるだけ小さくするためにはどういった行動に気をつけるべきかということに関して、生活支援チームは疑問に答える丁寧な説明を進めていく必要があるでしょうし、また、十分な理解を持っていただけるように努力をすることが大変重要だろうと思います。

○記者 この数字をもって、今の時点で言うのは難しいかもしれませんが、住民に向けて大丈夫だよというメッセージと捉えるのはちょっと違うということですかね。

○更田委員長 これは大丈夫ですよとか、御安心くださいといったセリフになじむものではないと思っております。どんな場合でも、選択によるのですね。どれだけ線量が低くても、例えば、どれだけ被ばくする量が小さくても、そのようなところで生活することを避けるという選択もあるだろうし、一方、一定程度の被ばくがあっても、そこに居住することによって得られることの方を重く見るのであれば、当然、戻るということをお考えになるだろうし、かたい言葉を使えば正当化の議論ですけれども、その選択をどう正当化するかというのは非常に個人的な問題であって、これこれの状況ですから、どうぞ皆さん御安心くださいというようなアプローチだと、国であるとか組織というのはどうしてもそういう姿勢をとりがちではあるけれども、もっと丁寧な説明が必要なのだろうとは思っています。

○司会 それでは、左の一番後ろの方。

○記者 東京新聞のマツオと申します。お願いします。

関西電力の大飯原発をめぐる、関西電力と福井県との間で交わされていた約束事に関する質問をさせていただきます。昨年秋の地元同意の手続の際に、福井県の知事としては中間貯蔵施設について、使用済燃料については県外に持って行ってほしい、候補地を明確に示してほしいというのを求めている、関西電力の側としては、それを2018年中には示す、そういう約束をしたという経緯があったと思います。もうすぐ2018年も終わりになりますが、今のところ関西電力からそういったものがまだ示されてはいない状況にあるのではないかと思うのですけれども、この件について、委員長として御意見や御感想などありましたら教えてください。

○更田委員長 これは規制当局として特定の見解を持つとか、委員長として意見を申し上げるようなことではなくて、あくまで事業者と自治体との間の問題であろうと思います。ごく一般論を言えば、使用済燃料や、あるいは廃棄物といったものが先々どういくのかという見通しが持てるというのはいいことではあるけれども、使用済燃料に関して言えば、規制当局として望むのは、サイト内で貯留されているケースにおいては、使用済燃料プールの貯蔵量が多くなるよりは、サイト内にとどまるのであれば、むしろ乾式キャスクでの貯蔵を望みたいと考えています。それから、サイトから出ていく場合に関しては、先ほどお答えしたように、あくまで事業者と自治体との間の協議、判断で定まって

いくものと思います。

○記者 ありがとうございます。重ねてもう一点だけ、直接の規制当局としての範疇とはやや異なることもあるかもしれませんが、今回、関西電力と福井県の間で約束のような形になっていまして、それぞれしかるべき立場の方が交わされたものであるとは思いますが、仮にこれが曖昧なまま越年になったりとか、はっきりと示されないまま越年になったりすると、一般市民からの原子力事業者だとか、原子力発電に対する信頼性が損なわれる、そういう可能性も出てくるのではないかなと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

○更田委員長 この問題に規制当局として介入することはないと考えています。何より、原子力事業者という少し広過ぎて、むしろ関西電力が地元の自治体、あるいは住民の方々との関係を損ねないように、きちんとした努力を図ることが一番だろうと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ヤマグチさん。

○記者 プラッツのヤマグチです。

再び、直接こちら向けの質問でないことで大変恐縮なのですが、既に国会に提出されました原賠法の見直し改正案、御存じのとおり、骨組みというか、中身はほぼ現行のものをそのまま維持している、先送りしているところで、備えるべき場所、措置額は1200億円のままで、責任の有無に関しては電力会社の無限責任ということなわけで、1200億円、外から指摘される場所では、東電の8兆円を超える額を見ると、1桁も2桁も少ないのではないかと指摘もありますが、この額は、電力業界の中ではもっと上げるべきではないかと指摘もあまして、例えば、先般、電事連で九州電力の社長がいらしたときに、仮にこの賠償措置額を上げたとしても、保険料そのものはさほど上がらないのではなかろうか、なぜならば再稼働した炉は規制委の認可を取りつけているからだということも言うておりました。直接関係ないことは重々承知なのですが、この額と安全性という部分では、何か御所感ありましたら、お伺いできますでしょうか。

○更田委員長 これはまさに、関係業界は関係業界としての意見はお持ちになるだろうし、その意見を発出されるであろうけれども、基本的に国会がお決めになることに関して、行政組織である規制委員会が見解を申し上げることはないと思います。

それから、保険料額というのは、規制委員会が新規制基準に基づいた審査で許可を出している、出していないというところに算出の根拠を求めるというのは、少なくとも余りエレガントなやり方とは思えなくて、一方で独自にリスクなりを考えてということをしているのかどうか、私は承知しませんけれども、そういったところに原子力規制委員会という名が引き合いに出されるのは余り歓迎はしないというか、いい感じはしないですけれども。申しわけない、これは規制委員会としてコメントするようなものではないと思っています。

○司会 ほかにいらっしゃいますか。では、最後にお願いします。

○記者 青森東奥日報のササキといいます。よろしくお願いします。

先ほど六ヶ所再処理工場の回答もありましたが、委員長、その中で直接原燃に尋ねてもらうことがあるかもしれない、審査会合を1回ぐらい開くかもしれないという発言がありましたけれども、原案の段階で難しいのかもしれないけれども、原燃の側と、認識のずれであるとか、小さくないそごが発生しているとか、そういう状況にあるのでしょうか。

○更田委員長 そこまで見解の相違とか、問題視するような点があるというのは、少なくとも、今、私のレベルで持っているわけではないのですけれども、ただ、審査を終えて判断をした場合、規制委員会はその判断について説明する責任を持つ。そのときの、すごく平たく言うと、分かりやすさの問題で、具体的なことについて、もう一回、原燃から明確な回答を得ておけば、判断の根拠をよりふさわしく、ある程度丁寧に説明できるという感触を少し持っているものですから、個別具体的なことについて改めて原燃に尋ねてほしいということは持っています。ですから、原燃との間に今の時点で見解の相違とか、意見の相違が浮上していると、それほど大げさなものではありません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

— 了 —